

# 移住・定住・子育てを応援します！

## 日南町いきいき定住促進条例による祝金・奨励金・補助金

結婚したら

結婚祝金

10万円

- 日南町に住民票がある
- 日南町内に住んでいる
- 婚姻届を提出している
- 引き続き日南町に居住する意思がある

子どもが生まれたら

出産祝金

10万円

- 日南町に住民票がある
- 日南町内に住んでいる
- 出生届を提出している

子どもが進学したら

進学等祝金

小学校 10万円  
中学校 20万円  
高等学校 30万円

- 進学する前年度の4月1日以前から日南町に住民票があり、日南町内に住んでいる
  - 小学校・中学校・高等学校に進学した
- ※以上に該当する児童生徒の保護者に交付します。

町内に住む家族と同居したら

同居奨励金

10万円

- 日南町に住民票がある
- 次のいずれかに該当し、1年経過した
  - 50歳未満で、町内に住む世帯(または同じ敷地内)に転入した
  - 町内に住む世帯に同居する新規学卒者

町内に転入して3年働いたら

定住奨励金

10万円  
+5万円/世帯員  
(配偶者は10万円)

- 町外から転入して5年以内
- 60歳未満
- 町内または日南町から通勤できる町外の事業所で働き始めてから3年経過した

学校を卒業して3年働いたら

定住奨励金

10万円

- 日南町に住民票がある
- 新規学卒者で、卒業してから5年以内
- 町内または日南町から通勤できる町外の事業所で働き始めてから3年経過した

住宅を改修・取得・新築したら

住宅補助金

補助率 1/5  
改修・取得 上限 30万円  
新築 上限100万円

- 次のいずれかに該当し、住宅の改修・取得・新築を行った(※)
    - 結婚祝金・出産祝金・同居奨励金の交付要件に該当し、該当前1年～該当後2年の間
    - 定住奨励金の交付要件に該当し、該当前4年～該当後2年の間
- ※業者による改修・新築については、町内事業者に限ります。

注意

- 交付申請は、奨励金等の交付要件を満たしてから1年以内に行ってください。
- 町税の納付など、町に対する債務の履行を遅滞している場合は交付できません。
- 同居奨励金・住宅補助金には返還規定があります。

【問合せ】日南町地域づくり推進課  
電話：0859-82-1115